



中西 準子

なかにし・じゅんこ
工
学博士。横浜国立大学名誉
教授。環境リスク評価。文
化功労者。75歳。

オランダ・ハーグの国際司法裁判所は3月31日、南極海で行っている日本の第II期鯨類捕獲調査の実施を認めないという判決を出した。オーストラリアの提訴で始まった裁判だが、日本側の完全な敗訴だった。恥ずかしいほどの負け方だった。

5年ほど前に、「調査捕鯨」縮小を条件に沿岸捕鯨容認という国際捕鯨委員会（IWC）議長の妥協案があるという情報があり、筆者は自己のブログで「捕鯨交渉の落としどころ―悔しいけど」という短文を書いた。その時は、日本の伝統や食文

化について不当な攻撃を受けているのは納得できないが、国際世論を考えると、調査捕鯨の縮小と引き換えに、妥協を図ることもありという気持ちだった。

今回の判決では、提示されていた目標捕獲数に比べ、実際の捕獲数が少ないことが、日本の調査捕鯨は「科学的研究目的のため」に該当しない理由の根拠になっていることに、ひどく驚いた。えっ、少ないことが問題なの？という意外感があった。第II期計画では、研究目的に必要な数として年間ミンククジラ850頭

（±10%）、シロナガスクジラとザトウクジラ各50頭（2年間の調査期間については、ザトウクジラは0、シロナガスクジラ10頭）を捕獲するとしていたが、現実には2007年にはザトウクジラの捕獲は禁止されたし、ミンククジラも平均して450頭、2012〜2013年については103頭でしかない」と、判決は事

ける需要の減少と在庫量の調整の結果だというオーストラリアの主張が認められた。このことが、調査捕鯨ではなく、商業捕鯨であることの重要な証拠となり、調査捕鯨は商業捕鯨の隠れ蓑だと認定されたのである。今回の判決は、調査捕鯨そのものがいけないとか、クジラを食するこ

のはおかしいという声も耳にする。筆者も数年前にそういう感想を持った。しかし、今回の判決はそういうことには一切触れてはいない。日本の主張の矛盾を突いているだけである。4月に行われた朝日新聞の世論調査で、クジラの肉をどの程度食べるかの問いに「ときどき」4%、「ごく

特に異種のクジラ間の餌の競合について調査することが目的で、第I期との大きな違いがあった。シロナガスクジラとザトウクジラを過去に過剰捕獲したことがミンククジラの過剰繁殖をもたらし、また大きなシロナガスクジラなどの回復で、小さなミンククジラなどとの間で餌の競合が強くなっている可能性があり、これらの仮説を確かめ、今後の資源管理に生かすというものであった。学問的にも、漁業資源の有効利用の面からも重要な問題である。しかし、政治的な理由もあるが、何よりも、経済的な理由から、計画通りの捕獲数を確保できなくなっていたのである。

捕鯨敗訴 その意外な内容

実をつきつける。

そして、これで調査目的が達成できるのか、またザトウクジラとシロナガスクジラを捕獲しない状況で、第II期の調査目的の多様な競合を調べることが可能かと問いかけている。日本は火災や示威行動で予定より少なくなったと主張したが、認められず、捕獲数の減少は、国内にお

とが可哀相とか主張しているのではなく、日本の目的が調査研究目的ではないことを論理的に証明した結果である。調査捕鯨の捕獲数が、市場の動向に支配されているのは事実で、その意味で判決の指摘は正しいと思う。判決を受けて、食文化が減びるとか、外国が日本の食文化に口を出す

まれに10%を合わせても、「食べる」は計14%でしかなかった。食文化といっても、この程度になってしまっている。もちろん沿岸のイルカ漁業は続けてほしいし、それが禁止されることはないだろう。とすれば「食文化」も、もう少し現状に合わせて変化させてもいいのではないか。第II期の捕獲調査は生態系研究、

日本の経済力と世界的な世論を冷静に考えれば、今回の判決はむしろ日本にとってプラスだったのではなからうか。今後は、できるだけ非致命的な方法で調査し、できれば、国際的な調査団を作ることをご心かげるの